

【急傾斜施設・地すべり施設】R4年度の取組について

県が管理する急傾斜施設、地すべり施設については、竣工時の初回点検以降、原則5年に1回の定期点検を実施しており、その結果から施設毎に健全度を評価しています。

この結果に基づき、健全度の悪い施設から優先的に修繕を実施しています。

《定期点検の概要》

◆点検対象：すべての急傾斜施設・地すべり施設（以降（急）・（地））

◆点検実施：（急）…6,530施設（地）…646施設

◆点検内容：（急）…法枠工、アンカーワーク、落石防護工、排水施設等に係る破損・変状（亀裂、剥離等）

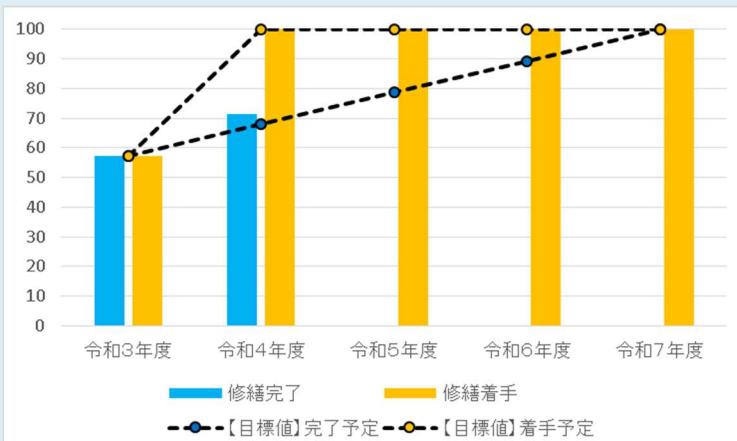
（地）…横ボーリング工・水路工・集水井工・擁壁工等に係る破損・変状（亀裂、腐食、変位等）

健全度評価区分	
健全度	健全度評価の内容
A	劣化や変状がほとんどなく、施設の機能上問題はない。
B	軽微な劣化や変状がみられるが、施設の機能低下はなく、経過観察を行う。
C	劣化や変状が進行しており、施設の機能低下を起こさないよう対策を行う必要がある。
E	劣化や変状が著しく進行し、施設の機能が大きく低下しているため、緊急に対策を実施する必要がある。

《定期点検結果（健全度評価）》

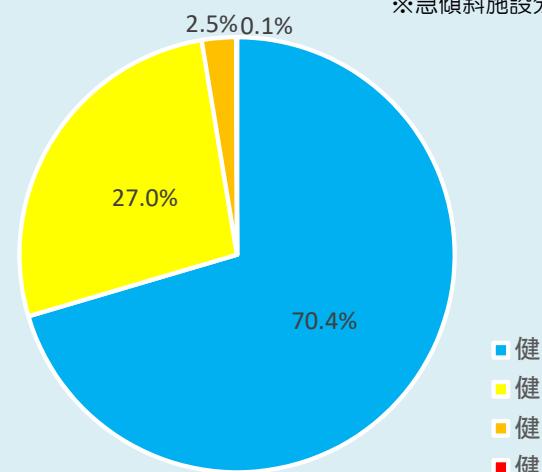
◆令和2年度末までの定期点検の結果、健全度が最も低く、緊急に修繕を行う必要があると評価された健全度Eの施設のうち、（急）71%（地）33%について修繕工事等を実施し、施設の健全度が回復しました。

◆引き続き、健全度Eの施設について速やかに対策を実施します。また、点検の結果新たに緊急に対策が必要な施設が見つかった場合は、速やかに対策を実施します。



令和4年度末時点健全度Eの砂防施設の対策状況
※急傾斜施設分

R4年度末時点健全度の割合



R4年度修繕事例（庄原市）

